障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名: 岡部 耕典

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

I. 当面必要な対策の立案と政策のフィージビリティを担保する仕組みの構築

1. 来期予算に関わる対策の立案と実施

2010年1月7日付「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)との合意文書」(以下、基本合意文書)の履行も根拠とし、来期予算概算要求に向けて必要となる緊急対策を障がい者制度改革推進会議総合福祉法部会(以下、本部会)において確認し、障がい者制度改革推進本部(以下、推進本部)主導のもとに早急に実施すべきである。

具体的には、今回提出された各委員よりの意見を第3回障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)における議論の方向性を踏まえつつ早急に整理し、障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)による「来期予算にかかわる障害者施策緊急対策」(以下、緊急対策)を立案する。推進本部は、財務省を含む関係各省庁に対して緊急対策の実施を指示し、各省庁は必要となる政省令改正の準備及び来期予算概算請求において所要額の確保を含む対応を行うこととする。なお、以上のような一連のプロセスは障害者自立支援法が廃止され障がい者総合福祉法(仮称)が施行されるまでの間毎年行うべきものである。

2. 政策のフィージビリティの担保

緊急対策の実施及び今後の障がい者総合福祉法(仮称)にかんする本部会における議論の実効性を確保するためには検討結果を確実に政策実施に結びつける仕組みが必要である。社会保障審議会障害者部会との関係整理を含め、総合福祉部会における検討結果・方針等を厚生労働省・財務省を中心とする各省庁の予算及び政策の策定に反映させる仕組みを明確化し、かつそれを可能な限り立法措置によって担保することが望ましい。

3. 障がい者総合福祉法制定=ポスト障害者自立支援法政策制定までのスキーム

現代思想 Vol. 37-13(2009 年 10 月) 所収の拙著「「ポスト障害者自立支援法」のスキーム 民主党の障害者関連政策を評価する」に詳述したので、参考資料として添付する。

Ⅱ. 当面必要な対策

基本合意文書「三新法作成にあたっての論点」を踏まえ必要と思われる緊急対策を、第3回推進会議の論点項目である「利用者負担」「支給決定プロセス」別に以下列記する。

1. 「利用者負担」にかんするもの

- (1) すでに実施が決まっている個別給付における費用負担減免に準じた自立支援医療および補装具の利用者負担の見直しを行い、そのために必要な予算を確保すること。
- (2)地域生活支援事業の利用者負担を廃止もしくは最低限でも個別給付における費用負担減免に準じた利用者

負担とすることについて、自治体に対する指導を徹底すること。

2. 「支給決定プロセス」にかんするもの

- (1)障害者自立支援法及び各福祉法に定めるサービスを必要とするにも関わらず障害手帳を持たない高次脳機能障害・発達障害・難病等を有する者が、簡便に支給決定のプロセスにアクセス可能な具体的な手続きを定めること。
- (2) 地域で自立して生活するために重度訪問介護やグループホーム等の地域サービスの利用を必要とするにも 関わらず障害種別や障害程度区分等級により利用できない者に対し、認定審査会の判断等により支給決定を行 うことを可能とするような仕組みを作ること。
- (3)障害程度区分は支給決定に関わる勘案事項のひとつに過ぎず、支給決定量の上限(キャップ)としてはならないことについて、自治体への周知と指導を徹底すること。その前提として、現行制度において居宅介護等に適用されている障害程度区分ごとの国庫負担の制限を廃し、市町村が支弁する全額を国庫負担の対象とすること。
- (4) 重度訪問介護等の介護保険のメニューに存在しないサービスを必要とする利用者の意向を無視して介護保険の優先適用を行ってはならないことについて、自治体に対する指導を徹底すること。
- (5) 地域生活支援事業補助金を増額し、「移動支援」「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」「コミュニケーション支援事業」等の障害者の地域自立生活の推進に資する事業における地域間格差の解消を図ることを自治体に求めること。

以上